

さこ 祐仁 議員	一般質問・・・1
西 脇 いく子 議員	一般質問・・・7
西 山のぶひで 議員	一般質問・・・14
他会派の一般質問項目	・・・・・・・・20

●京都府議会 2019 年 9 月定例会一般質問が 9 月 19 日、20 日、24 日に行われ、日本共産党のさこ祐仁議員、西脇いくこ議員、西山のぶひで議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

9 月定例会 一般質問

さこ 祐仁 議員 (日本共産党・京都市上京区) **2019 年 9 月 19 日**

北陸新幹線の長大トンネル工事による地下水枯渇を懸念

【さこ議員】日本共産党のさこ祐仁です。通告に基づき、知事並びに理事者に伺います。

最初に、北陸新幹線延伸計画について数点伺います。

1 点目は、計画段階環境配慮書についてです。

北陸新幹線（敦賀―新大阪間）に係る鉄道建設・運輸整備機構の計画段階環境配慮書に対し、7 月 10 日までに関係 9 市町（京都、宇治、城陽、向日、長岡京、八幡、京田辺、南丹の 8 市と久御山町）から、地下水だけでなく稀少動植物、文化財、騒音、振動、地質や景観など、様々な角度からルート変更や環境への影響を配慮することなどが要望されました。

7 月 19 日には環境大臣が、事業実施想定区域やその周辺地域には環境保全に特に配慮する必要がある施設が多数存在していることや、京都丹波高原国定公園や特定植物群落などの存在、湿地や河川等の水域には希少な動植物の生息・生育が確認されるなどの特別地域があることから、国定公園を極力回避するルートの検討を求めています。さらに大臣が、今回の配慮書にはトンネル工事などの建設残土に関する具体的な情報がないので、今後の手続きで事業内容を明らかにし、その上で検討すると指摘されるほど不十分な内容です。

また、「山岳トンネル部の建設に当たっては水系を回避すること」、さらに「市街地は鉄道施設が地下にあり、地下水位の低下及びそれに伴う地盤沈下並びに地下水質等への影響を及ぼす恐れがある」としています。「工事中及び供用後の地下水の状況把握に努め、それらを公表するなど客観性及び透明性を確保すること」と厳しい意見が出されていますが、知事はどのように認識されていますでしょうか。

また京都市も、配慮書に対する意見書では、「生活や産業などに幅広く活用されている地下水の水質や水量への影響を可能な限り回避・低減を」と求め、府南部自治体では城陽市 85%、京田辺市 73%など、深井戸など地下水を水源にしている比率も高く、「地下水の枯渇や地盤沈下防止など地下水保全に十分配慮すること。地下水利用者に影響が出ないよう対策を」と求めています。久御山町では、農業や工業用の取水施設があり、水質及び地下水位の低下等への影響が懸念され、周辺地域の取水及び利水状況を十分に調査し「枯渇や水質の低下を防止すること」などについて意見をあげています。このように、府内関係市町からの影響を懸念する声を知事はどう受け止めているのか、お答えください。

2 点目は、トンネル工事の影響についてです。

私は、「長崎街道」が整備された、江戸時代の茶屋や休憩地の史跡もある長崎県諫早市多良見町井樋ノ尾（いびのお）地区に行き、住民の方のお話を聞きました。井樋ノ尾地区は棚田が多く存在してお

り、秋になると黄金の稲穂が一面で輝きます。そこから 1.4 km 離れた九州新幹線長崎ルート of 久山トンネル工事を行ったために、昨年 2 月に農業用水と飲料用水が突然出なくなりました。水の枯渇した集落は井樋ノ尾地区をはじめ 3 つの集落で、昨年 8 月 27 日に自治会代表者、地権者で工事発注元の鉄道建設・運輸整備機構に申し入れをされたところ、機構は「水量減少はトンネル工事が原因」だと認めています。住民の方は、「トンネル工事現場の構内に漏水している大量の水を近くの河川に流しているのです、その水をポンプアップして井樋ノ尾川にもどすこと」を求めましたが、機構は巨大な費用がかかることから拒否しています。

また、機構は昨年の 4 月から 6 月に代替水源の井戸を 2 本掘削しましたが、十分な水源を確保できずに、5 軒の農業者のうち 2 軒が水稻作付けを断念されました。さらに、今年 2 月の住民説明会で「田植えまでに水を間に合わせる」と約束し、貯水タンクの設置を行いました。井樋ノ尾川に流すほどの水量はありません。機構は「30 年間分は補償する」と言いますが、30 年後以降の補償はどうなるのか。機構との話はまだ合意に至っていないといひます。そして、最後に住民は、「私たちは新幹線には反対ではなかった。自然を壊してもらったら困る。私たちは、これまで当たり前にあった水が戻ればそれでいいのです。元に戻らない工事はやめてほしい」と話されました。このように新幹線延伸による大規模なトンネル工事は、自然破壊にもつながり、住民が住めなくなるリスクが大きいと考えますが、いかがですか。

また、リニア中央新幹線による工事でも、発生土の保管や場外搬出が、各地の地域住民との間で大きな問題となっています。まだ、府内のトンネル工事により発生する残土の処理方針等は明らかにされておりませんが、トンネル工事によって府内山間部の旧美山町などは、発生土の場外搬出や工事車両により、道路の混雑などの問題が生じるのではないのでしょうか。また、京都市内の大深度地下工事では、搬出用大型トラックが街中を走りまわり大混雑が生じると考えますが、知事の認識はどうでしょうか。

新幹線延伸は、建設費負担を膨張させる

3 点目は、知事は「北陸新幹線は京都はもとより関西全体の発展につながる国家プロジェクトであると認識している」と言われていますが、実際に京都の発展につながるのかということです。以前にも紹介しましたが、富山県高岡市は、北陸新幹線金沢駅開業に伴い新幹線用の新高岡駅を設置し、観光客を呼び込む計画で周辺整備事業を 250 億円以上の財政負担で行ったものの、新幹線は各駅停車で観光客は減少。しかも特急が走っていた在来線が三セク化され、通学列車の運賃は上がり、さらに 1 両減らされラッシュ状態になり不評になる。路線バスは減り不便になるなど、市民向けサービスは今後も大幅に切り縮められる計画で問題となっています。

今回の新幹線延伸計画では、京田辺市の松井山手付近に新幹線駅建設が言われていますが、この新幹線駅を利用する人がどれだけいるのか疑問です。近鉄線や JR 片町線で京都や大阪へ行く方が、通勤や通学には便利ではないのでしょうか。京田辺市に新たに新幹線駅を建設することで、立ち退きを言われる住宅地がでるのではないかと心配の声があがっています。これまでのまちづくりによる緑豊かな田園都市を壊していくことにつながるのではないのでしょうか。

4 点目は、建設負担費の問題です。「整備新幹線の建設は、成算がないまま見切り発車しているツケがあまりにも重い」と、8 月 19 日の「朝日新聞」に書かれていました。人件費や資材費の高騰で膨らんだ建設費の負担が、県民に押し付けられています。その結果、北陸 3 県での県民一人当たりの負担が、富山県では 18 万 8900 円、石川県は 13 万 9100 円、福井県は 32 万円となっています。これは人口に関係なく、機械的に県内を走る路線の長さで地元負担を押し付けているスキームに問題があるからです。

京田辺市では、新駅設置に伴う駅舎建設費が数百億円と言われており、その 10 分の 1 が地元負担になります。これは駅舎本体の建設費用です。これ以外の駅前をはじめとした道路整備などすべてが地元負担になります。

現在の小浜ルートは、2兆1千億円の建設費負担が示されています。しかも8割以上が長大なトンネルルートです。知事は、「受益に応じた地元負担となるよう、強く求めていく」と述べられていますけれども、北陸新幹線の京都府の建設費負担がいくらになるのか分からないまま建設を推進していくのは、後になって府民に禍根を残す無謀なやり方だと思われませんか。

【知事・答弁】北陸新幹線延伸計画についてでございます。北陸新幹線（敦賀―新大阪間）計画段階環境配慮書につきましては、本年5月11日に独立行政法人鉄道建設運輸施設整備機構が公表し、7月19日には環境大臣意見が鉄道事業を所管する国土交通大臣宛に提出されたところでございます。この環境大臣意見は、総論においてルートの選定と環境保全措置の検討、関係地方公共団体との連携について意見を述べるとともに、各論において振動、騒音、地下水、水資源などの環境要素への影響を回避、又は極力低減することなどを求めることとなっております。

一方京都府では、事業実施想定区域を含む市町や京都府環境影響評価専門委員会の意見を聞いた上で知事意見を取りまとめ、8月2日に鉄道運輸機構に提出したところでございます。知事意見におきましては、全般的事項としてルートの選定、方法書以降の手続きについて意見を述べるとともに、個別事項として環境大臣意見において述べられた環境要素に加え、低周波音、文化財、地形、地質と言った環境要素にも言及し、それぞれの環境要素への影響を回避、又は極力低減するよう検討することを求めています。環境大臣意見、知事意見ともホームページ等で公表されており、基本的には同様の趣旨の意見と認識しているところでございます。

地下水への懸念につきましても、知事意見において、豊富で良質な地下水が生活や産業、上水道等に幅広く利用され、京都の文化を支えていることを指摘した上で、専門家等の助言を受け十分な調査等を実施し、影響を回避、又は極力低減するよう検討することを求めるとともに、環境保全措置や共用後モニタリングを含めた長期的な視点で調査等を計画し、実施するよう求めています。

今後、事業を進める国や鉄道運輸機構が、駅の位置、ルート、構造、施行方法などの事業計画を、環境への影響に十分配慮して定めることが極めて重要でございます。そのため京都府といたしましては、環境影響評価の各段階におきまして、関係市町の意見をお聞きしながらしっかりと必要な意見を提出してまいりたいと考えております。

【建設交通部長・答弁】北陸新幹線延伸計画についてでございます。山岳トンネルの水資源への影響につきましては、配慮書に対する知事意見といたしまして、トンネル等の地下構造物の設置に伴う河川入量の減少、遊水量の減少、枯渇等の懸念について適切に調査等を実施し、当該影響を回避、又は極力低減するよう検討することを求めたところでございます。また、環境影響評価法に基づく主務省令では、配慮書の段階で環境の保全のために配慮すべき事項として選定するものは、工事が完了した後の工作物等の存在、事業活動に関するものとされておりまして、トンネル工事の残土処理に関しては配慮書には記述されておりません。一方、知事意見におきましては、トンネル掘削等の工事に伴う発生土について、発生量及び場外排出量抑制するよう検討するとともに、保管や場外排出にあたっては自然環境及び生活環境への環境を把握し、回避又は極力低減するよう検討することを求めたところでございます。

次に、北陸新幹線がまちを壊していくとの指摘でございますが、計画中の南部ルートにつきましては、府南部12市町村によって結成された北陸新幹線京都府南部ルート誘致促進同盟会の誘致活動もふまえ、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームで決定されたものでございます。京都府といたしましては、計画の具体化にあわせて高速鉄道と一体的な地域交通網の整備、及び南部地域の魅力あるまちづくりを、沿線市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、建設費の負担につきましては、今後、国や鉄道運輸機構の詳細計画が固まった段階で事業費や負担の考え方等が示されるものと考えております。京都府といたしましては、引き続き国や鉄道運輸機構に対し、受益に応じた地元負担となるよう強く求めてまいりたいと考えております。

【さこ議員・再質問】知事は、影響等を回避することを求めていくんだと。市町の意見をしっかり聞きながら、その都度しっかり意見を述べていくんだということをおっしゃっています。さらに、残土の抑制についても求めていくんだとおっしゃっています。しかし、北陸新幹線は与党がルートを決める、そしてそのなかで国が決定してきたとおっしゃっているんですけども、この北陸新幹線そのものは、私たちに大きな負担を与えていくと私は思っています。特に8割がトンネルルートであります。トンネルの掘削による掘削料がいくらになるのか、またどこからどこへ運んでいくのかというのは、本当に大きな問題となっていくと思います。

さらに、京都丹波高原の国定公園周辺地域の旧美山町など、伝統的建造物群がある地域などを工事車両が一日に何十台、何百台も走るといことがおこる可能性があります。そして、京都は良質な水の文化、産業がたくさんあります。お茶の三千家は、良質な水のために、明治維新以降に東京への移動をしなかったとお話をされました。長崎の例を紹介しましたがけれども、どんなに気をつけていても地下水の流れに影響が出てくるというのは明らかです。さらに、大深度地下工事は莫大なコストがかかります。東京の地下鉄工事では、1キロ360億円かかっています。そして自然を壊していく。地域に住む人の生活や産業に深刻な影響を与えていく。しかも莫大な建設費の負担を府民に押しつけることに対して、まともな説明も対応もないなかで、その推進の立場を示されていくというのは、私は無責任だと思います。それでいいのかということ、知事の意見をもう一度お応えください。

【知事・再答弁】さこ議員の再質問にお答えいたします。まず、環境への影響の評価につきましては、先ほど申しましたが、京都府といたしましては、これから環境影響評価の各段階がございます。その段階におきましても関係市町の意見、そして委員会の意見等もふまえて、しっかりと必要な意見を提出してまいりたいと考えております。建設費の負担につきましては、従来からも受益に応じた負担になるように強く求めておまして、引き続きその点につきましては、国や鉄道運輸機構に対しまして強く求めてまいりたいと考えております。

【さこ議員・指摘要望】私は、今のやり方では無責任なやり方になるのではないかと心配をしているということを言っております。そして、受益に応じた負担を求めていくんだというふうに知事はおっしゃいます。実際に、敦賀―新大阪間の北陸新幹線の延伸計画は、2031年以降から取り組まれて2046年完成の計画となっていきます。次世代の府民にどれだけの財政的な負担を押し付けるかわからない。また、住民の生活環境、自然環境に大きな負の影響を及ぼす恐れのある新幹線計画は、見直していくことを求めます。そして今、静岡県や佐賀県などの知事などが、いろんな環境の問題を含めて意見を出されています。計画そのものも反対だという声をあげていらっしゃる。そういう点をしっかり見つけて、国に要望してほしいと思います。この点を指摘して次の質問に移ります。

西陣織の技の伝承、織機の補修等の職人育成を

次に、伝統産業、特に私の地元・西陣織の振興について伺います。

西陣織は20を超える作業工程があります。それぞれが数百年の伝統に裏打ちされた職人の技を支えられた、世界に誇る織物です。また、京都を代表する主要な産業であると同時に、京友禅、宮大工など他の伝統・地場産業とも重なり合って、それぞれの職種を発展させる。職住一体の街として幅広い雇用の場をつくり、神社やお寺、茶道や華道なども調和して、伝統文化を支えながら発展する西陣織産地をつくりだし、京都・西陣として京の魅力を醸し出してきました。

しかし、生活様式の洋風化の進行の中で和装需要が減り、販売不振などで出荷金額は、昭和50年2051億円に比べ、平成29年度は308億円で15%と落ち込み、西陣織工業組合に参加する織屋の組合員は、昭和50年1530社から平成29年度287社と、4分の1に激減しております。

私は昨年9月議会で、「伝統産業やものづくり企業が厳しい状況にある。このままでは産地そのものの存続が危うい状況にあるから、西陣や友禅など伝統地場産業やモノづくりに関わる職人の声を聞くな

ど実態調査を行うとともに、その現場の声をつかみ、予算を増やし施策に生かすべき」と求めました。商工労働部長は、「西陣織については、府も参画して3年に1回、西陣企業調査を実施している」と述べられました。その第22次西陣機業調査報告書が平成31年3月に出され、先ほどの状況が示されています。

私はこの報告書を読みながら、残念に思ったのは、帯地などを織っている賃織りという出機職人の調査がされていないことです。その出機職人らは、「道具類や部品などは新品の調達は無理だけれども、廃業される方の織機からなんとか確保している。しかし今、機料品は調達が難しく困っている」と言われています。数が減少していても、西陣織の中心をなす織手が何に困っているのか実情を把握しなければ、現場での道具類、部品、機料品などの現状や課題、さらには解決の糸口も出てこないため、出機職人の実態調査を行うべきと考えますが、いかがですか。

これまでも紹介しましたが、西陣で道具類や部品、機料品などを調達し、織機を組み立てられる機料品店は、出機職人から「あんたが店をやめたらわしらも織る仕事をやめる」と言われる81歳の高齢者が経営する機料品店しかありません。さらに、機料品やその部品の生産者が高齢化や代替わり等で廃業し、全国的にもわずかしきありません。機料品を安定的に供給できなければ織ることができなくなるため、各産地における道具類や機料品などの生産者、その在庫数など全国の状況調査を京都伝統産業道具類協議会に求めるとともに、本府も機料品生産者の育成を行うべきと考えますが、いかがですか。

私が西陣出身の議員として、「伝統産業の道具類が枯渇している」と西陣織の職人の声を届けるなかで、京都伝統産業道具類協議会や「織機および枯渇化部品・道具類プール制度」が、産地組合や府・市などの努力で実現しました。京都府は京都伝統産業道具類協議会において、不足部品、道具の情報交換を行い、道具の備蓄や貸与を実施しており、その確保に努めているということでしたが、現在はホームページ上、情報やデータは明らかにされていません。その原因等を具体的に調査し、西陣織工業組合とも連携して改善すべきと考えますが、いかがですか。

今、西陣産地内では、織機の補修ができる職人は数人、さらに織機を土台から設置できる職人は2人しかいません。京都府は、織機の補修に対応できる職人の育成について、職人自らが力織機の構造や調整等に関する知識を習得する、あるいは力織機の不具合や故障等に対応する能力を身につけられるように、府織物機械金属振興センター、京都市産業技術研究所、西陣織工業組合が協力して研修を実施し、織機の補修に対応できる人材育成に努めていると言いますが、1年間講習受けたからとすぐに補修等ができるというものではありません。専門の職人をつくらないと織れなくなるというのが西陣の出機職人の声です。減り続ける専門の機械直しや織機の組み立て職人を産地と一緒に育成しなければ、西陣織の振興はないと考えますが、いかがですか。お答えください。

【商工労働観光部長・答弁】 伝統産業、西陣織の伝統産業についてです。西陣機業調査は、昭和30年以降、京都府、京都市、西陣織工業組合が共同しまして、3年に一度、22回にわたって実施し、産地の状況の把握に努めてまいりました。西陣産地における出機職人につきましても、企業調査の中で件数の推移を把握しております。第22次の調査において、西陣の仕事を担当する出機は981軒あり、うち京都市内に257軒、丹後に658軒となっており、丹後の出機が西陣の産地を支えている実態がうかがえます。府織物機械金属振興センターの職員や中小企業応援隊が現地に出向き、実態把握とあわせて出機に対する経営やニーズに対する伴走支援を実施しているところでございます。

道具類や機料品の確保については、今年4月に、西陣の他、鹿児島、桐生、結城、米沢といった全国の織物産地の事業者が連携して協議会を結成し、各産地の道具類や機料品の状況を把握するためのとりくみを新たに開始しております。そのなかで各産地の機料品店の状況は共有され、実際に機料品の確保につながっているところです。また、機料品の生産者の育成についてですが、機料品は種類が多く大量に必要となるものではない、いわゆる多品種少量の製品でございますので、専門の生産者を育成する

ことは極めて困難です。このため、機料品については、過去には京都試作センター（株）で製作した実績もございまして、今後は西陣織工業組合とも連携し、3Dプリンターを活用した機料品を提供できる体制の検討を進めてまいります。京都伝統産業道具類協議会については、平成20年に京都府や各産地組合が協力して設立し、竹箴や力織機部品の安定確保や、筆、刷毛、道具類の受給安定化に関する調査を実施してまいりました。調査の結果、安定確保の必要性が高いと判断された53種、約600個の機料品の調達を行い、希望される事業者へ貸し出しを行っているところです。

ご指摘のホームページにつきましては、検索しやすくさらにまた見やすくするための改修をしている最中ございまして、今月末にはリニューアルオープンできる予定と伺っております。それまでの間は、協議会事務局であります西陣織工業組合が電話で対応される体制となっております。

織機補修の人材育成についてでございます。現在、織機の補修だけでは経営が難しくなっておりますことから、専門職人が著しく減少しているところです。このため、機織りをされます製織職人に織機の補修技術を習得していただく多能工化を進めているところでございます。丹後地域では、府織物機械金属振興センターにおいて、未経験者や経験の浅い製織職人さんを対象とした基礎研修から、織機調製や製織工程の他、整経や経継までの関連工程まで、産地のニーズに応じてコースを細分化いたしました研修を開催しております。昨年度は、18コースの研修を実施し、のべ409名の方に受講をいただきました。また西陣では、京都府が西陣織工業組合に委託し、製織職人の織機修理の知識・経験に応じて、初級、中級などのコースを用意し、織機の構造研修を行っており、講師1名に対し受講者は2～3名ときめ細やかな育成に取り組んでおります。さらに今年度は、マンツーマン指導を計画するなど研修内容を充実させてまいります。今後とも、組合と連携しながら、製織職人さんの補修技術の習得を通じて生産基盤が維持できる人材育成に取り組み、織物産業の継続・発展にむけてとりくんでまいります。

【さこ議員・指摘要望】今、西陣の関係ではいろいろと進めてきているということでもございました。しかし現実には、そのやられていることが、地元の現場の方々には伝わっていないということです。実際に私がお話を聞いている出機の職人には、今の状況には伝わっていませんでした。そして今、出機を組み立てる職人の維持ということが本当に大切になってきていると、いろんな技術を習得をしても実際に織機がなければ織ることができないということでもあります。ですから、織機を組み立てられる職人を丹後だけではなく、西陣のなかでつくっていくということが、今求められているということをおきます。現在、西陣織の低迷するなかで、西陣織企業が独自に、また数社で、世界に向けインテリアやファッション、アートなど魅力を発信されています。その土台にある貴重な文化や意匠、職人の技術の保全や育成を考えている企業があります。西陣織は産地内の歴史や文化、街並み、職人の熟練した技などが繋がってでき上がっていきます。

その、織る技術をしっかり和高めていくことが求められています。道具とか部品、機料品をつくって行く人の育成、織機の組立のできる職人を京都府が育成していくと。そして技の伝承を積極的にはたらしかけていくということができなければ、西陣の産地そのものがなくなっていくという危機感を持っています。西陣の振興を図るよう要望して質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

学校跡地へのホテル建設を止め、住民の安全を守れ

【西脇議員】 日本共産党の西脇郁子です。通告に従い知事並びに理事者にお伺いいたします。

はじめに私の地元下京区の植柳小学校跡地の活用のあり方とホテル建設について伺います。

京都市は、住民のコミュニティの場であり、重要な避難場所である下京区の植柳小学校跡地において、地域住民に必要な情報もほとんど非公開のまま、多数の地元住民の疑問にもまともに答えず、タイの高級ホテル建設を推進しています。この計画では、ほぼ学校の敷地全面を民間企業に60年間も貸し渡すばかりか、これまでの学区唯一の避難所の代替えとして、隣接の児童公園の10メートル地下に全国で初めて自然災害時の避難所として地下体育館が指定され、住民はそこに追いやられようとしています。

地下避難所については、地元住民や、直接東日本大震災や岡山県真備町などで災害ボランティアを経験された方、防災の専門家の方々などからも「電源が切れたらエレベーターも使えない、災害が起こった時、いったい誰がわざわざ地下まで避難するのか」「そもそも、選定委員会の有識者は、なぜ地下体育館の提案を良しとしたのか理解できない」との厳しい指摘が相次ぎ、新聞やテレビなども「地下に防空壕」などと全国的なニュースとして取り上げています。すでに地元学区では「植柳校跡地問題を考える会」が結成され、市長あてのホテル建設と一体の地下避難所に反対する署名活動とともに、今月6日には、地下体育館へ収容される避難者の身体的精神的苦痛は計り知れないことや、地下体育館の維持管理は京都市の負担となり、不良資産となる可能性も鑑みれば計画は不適切であるとの理由で、契約候補事業者の資格を京都市が取り消すことを求める陳情書を市議会に提出されています。現在の京都市のホテル建設の姿勢は、これまでの東山区の元清水小学校や中京区元立誠小学校などに加えて、さらに住民の安全よりも企業のホテル建設最優先という新たな局面を迎えているのです。

下京区をはじめ、京都市内中心部でのホテルなどの建設ラッシュと、地価高騰などによる立ち退き、観光客の激増は、騒音や市バスの混雑、ゴミなどのレベルを超えて、長年かけて作り上げてきた地域住民による自主的な防災組織などさまざまなコミュニティや文化が壊され、街そのものが壊れる「非常事態」となっています。

次々とホテルや民泊が乱立し、京都市内中心部の街が壊れていくことは、観光客からも見放され、府内全体の観光への影響も避けられない事態につながると考えます。

知事としてこの事態を止めるためにあらゆる手段を尽くされるべきでだと考えますがいかがですか。

車を京都中心部に引き入れる堀川バイパス建設は中止せよ

次に、京都十條油小路から堀川五条間のバイパス建設計画案について伺います。

2017年に京都府と京都市は、国に対し、十條油小路から堀川五条までの区間に、「交通渋滞緩和」という理由で新たなバイパストンネル整備を要望しておられます。

かつて、京都高速道路堀川線は、市内の慢性的な交通渋滞を緩和するとともに、都市活動の活性化に資する必要不可欠な都市基盤施設だという理由で建設計画が進められていましたが、自動車の総量規制、交通需要管理が緊急の課題であり、不要不急の大型公共事業は必要ないとする多数の市民の反対の声と運動により、この事業計画は見直された経過があります。

こうした中、新たなバイパストンネル整備を京都府が京都市と一緒に進めることは中止すべきと考えますがいかがですか。ここまでお答えください。

【西脇知事・答弁】 西脇議員のご質問にお答えします。

京都市内のホテル建設についてでございます。観光振興のためにホテル建設をどうすすめるかにつきましましては、産業振興面だけではなく医療福祉、文化・スポーツ、交通や防災など総合的な視点からまちづくりを担当されております京都市におきまして、まずは検討されるものと考えております。

ご指摘のホテル建設におきましては、京都市が元植柳小学校跡地の有効活用にむけ、昨年度公募委員や地元自治連合会役員を含んだ有識者による選定委員会を設置し、プロポーザルにより事業者を選定したもので、計画では自治会活動スペースや公園なども併せて整備されるというふうに向っております。本年7月には京都市と事業者間で基本協定書が締結され、その中で自治会活動の継続や避難所の機能確保など、跡地活用にかかる具体的な計画について地元自治連合会から意見を聴取するための事前協議会が設置されることとなっており、これまでにすでに3回開催されておられます。また基本協定書では事前協議会での合意後に、土地の貸し付け契約を締結されることになっているなど、跡地活用は丁寧にすすめられていると考えております。

京都府といたしましては引き続き、住民の皆様の安心安全で快適な生活と、観光客の満足度の向上の双方が達成できる京都づくりに取り組んでまいりたいと考えております。その他のご質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

【建設交通部長・答弁】

十条油小路から堀川五条間のバイパス計画についてでございます。国が管理しております国道1号堀川通につきましましては、J R 東海道本線交差部周辺において、自動車の交通需要に対して交通容量が不足しておりまして、慢性的に渋滞が発生しているところでございます。

平成28年に京都高速の見直しを提言された京都市京都高速道路検証専門委員会や、平成30年の国、京都府、京都市および有識者で構成する京都市将来道路ネットワーク研究会におきましても、J R 東海道本線交差部周辺など主要渋滞箇所が連続しております堀川通の整備は喫緊の課題とされているところでございます。

こうした状況をふまえ、京都府と京都市が連携し平成29年度から府市共同提案としまして、国に対し堀川通の交通円滑化にむけた新たなバイパストンネルの可能性等の調査の推進と、早期の計画策定を要望してきたところでございます。

現在国におきましては、堀川通の交通状況の調査や渋滞対策の検討がすすめられていると聞いておりまして、京都府といたしましては今後とも京都市とともに国に対して堀川通の交通円滑化について要望してまいりたいと考えております。

【西協議員・再質問】

ご答弁いただきましたけれども、知事の方のご答弁は前回の6定となんら変わっていない。しかし地元の実態はかなり進行している訳なんですね。事態は急速に推移しているというその実態もほとんどつかんでいらっしゃるということで、知事も地元ということでもありますので極めて残念だなと思います。

しかも京都市は丁寧に説明も何もやっていない。だからこそのろんな批判の声が広がっているんです。

まずはバイパス建設計画についてですけれども、京都市は「交通渋滞対策や環境汚染対策の一環として公共交通に乗り継いで目的地まで移動するパークアンドライドを推進している」と推奨している一方、「渋滞解消」というすでに破綻済みの理由を持ち出し新たなバイパスを計画するのはとても理解ができません。

車の総量規制や抑制に本格的にこれからは舵を切ることこそ必要で、今後、京都府と京都市一体で新たなバイパス建設は、国に求めるべきではないことを厳しく指摘しておきたいと思っております。

それから先ほどの植柳校の跡地問題に関わってですけれども、今、植柳校跡地で起こっていることは、観光公害などというレベルを超えて、外資や大手企業のもうけのために市民の財産である学

校跡地だけでなく児童公園まで自治体が差し出して、職住一体の街が壊されようとしている。これが実態なんです。

下京区内で子育てをしておられたご夫婦は、地価が高過ぎて住み続けられないと引っ越しを余儀なくされ、また京都に憧れ、定年後は市内に移住を希望していた方も、現在の市内中心部の街のあり様に驚き、「いったい京都市は、これから何を残そうとしているのですか。神社仏閣は残っても人が住めなくなるような街には魅力がない」と移住を断念されるような事態も起こっています。

私は何度も繰り返しておりますが、京都市と一体でインバウンドで稼ごうと規制緩和してきた結果が現在の事態を招いたのでありませんか。知事の認識をあらためて伺います。これは再質問させていただきます。

【知事・再答弁】 西協議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたけれども、ホテル建設を含め、まちづくりをどうすすめていくのかにつきましては、総合的な視点からまちづくりを担当されております京都市においてまずは検討されるものというふうに考えております。

インバウンドの指摘がございましたけれども、私ども観光総合戦略に基づきまして、京都府域に周遊をはかるといふこともやっております。そういうことはひいては、京都市における混雑緩和に資するものと考えておりますが、いずれにいたしましても個別のまちづくりにつきましては、京都市においてまずは検討されるものと考えております。

【西協議員】 知事はよく「住んでよし、訪れてよしの京都」だとおっしゃっておられますけれども、住民の安全も脅かされて、子育てもしにくくなるようなホテル建設ありきの観光施策では決して「住んでよし」ということにはならないはずで、住民が安心して住み続けられる街があってこそ「訪れてよし」になるはずで。

観光の大もとが崩れ始めているのですから、京都市内の観光客を府内に周遊させるなどと言っている場合ではないと私は思っています。今こそ大もとを食い止めるために、知事としてはっきりと、しっかりと、京都市にものを言うべきだと、これは強く求めておきたいと思っております。

高齢難聴者の補聴器購入に支援制度を

次に加齢性難聴者への支援について伺います。

加齢性難聴は、年齢以外に特別な原因がなく、一般的に50歳頃から始まり、その頻度は、60歳代前半では5～10人に1人、60歳代後半では3人に1人、75歳以上になると7割以上との報告もあるように誰でも起こりうるものです。

難聴を放置していると、外出先で車のクラクションが聞こえず危険に遭いやすい、災害時の警報が聞こえないなど、さまざまな危険が生じるとともに、聞き返しや聞き間違いが増えたりして会話が面倒になり、周りとのコミュニケーションが減り、家庭でも社会的にも疎外感を感じてしまい抑うつ状態になってしまう可能性があることや、このような悪循環が認知症になるリスクを高めてしまうということ、一方、早めに補聴器を使用するなどにより、難聴に正しく対処することで難聴の進行を抑えたり、社会生活を送る上での障害を取り除くことが可能だとも言われています。

ところが、補聴器は他の補装具に比べても、設定や調整の技術料込みで一台平均購入金額は23万円、中には片方50万円とかなりの高額であり、しかも耐用年数は5年が目安とされており、買い替える必要もあります。また、せっかく高額な補聴器を買ったのに相手の話す言葉が聞きとれない、雑音が気になって使いづらいなどの原因で、日常生活に支障をきたしながらも補聴器の使用を敬遠せざるを得ないという悩みも後を絶ちません。

補聴器は、一人ひとりの聴力や聞こえの状態、生活環境などを専門の医師や技師が十分に把握したうえで適切な補聴器を選び、きめ細かい調整をおこなう必要がある医療機器でもあります。誰も

が補聴器を経済的な心配をせずに購入し、適切に使用できるようにすることは、高齢者が家族や社会から取り残されず、生き生きと暮らしていくためにも大事な問題だと考えます。

現在、京都府においては、障害者手帳を持たない軽・中等度難聴児支援事業公的給付制度がありますが、それ以外の難聴高齢者については補聴器購入の支援制度がありません。また、購入後も、いろいろな環境での聞こえ方を確かめながら調整をくりかえすことや、補聴器に慣れるトレーニングの必要性など普及させるには課題もあります。

国においては、すでに本年3月、日本共産党の大門実紀史参院議員が加齢性難聴者への補聴器購入の補助制度を求めた際に、麻生財務大臣は「やらなければならない必要な問題」だと必要性を認めておられます。

難聴者の生活上の不自由さをなくし、家族や社会から取り残されないようにするためにも、一人ひとりに合った適切な補聴器を利用できるようにすることは、今後、重要かつ緊急の課題だと考えますが、現在の京都府における加齢性難聴者への支援は極めて不十分ではないでしょうか。

京都府内における加齢性難聴者の実情や支援の実態に対する京都府の認識について伺います。また、京都府高齢者健康福祉計画においても、加齢性難聴者への対応について盛り込むべきではありませんか。

すでに全国でも高齢者の補聴器購入に対して独自の補助を始める自治体が広がっており、東京都葛飾区では障害者手帳を持っていない65歳以上で住民税非課税の世帯の方に、医師が必要と認めた場合には3万5000円を限度とした補聴器の購入費補助を行なっておられ、江東区の補聴器支給制度では、補聴器調整の相談制度とセットで、聴力検査で必要と認められるとその場で負担なしで現物支給されるなど、すでに7特別区で補助制度が実施され、たいへん喜ばれています。

京都府として、国に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設とともに、障害者認定基準を70デシベル以下に緩和するよう求めるべきではありませんか。

また、補聴器購入に対する府の独自支援を行うべきではありませんか。

丹後の高校生の通学費補助拡大、学舎間移動支援、教員配置の拡充を

最後に丹後通学圏の生徒たちの教育条件の整備について伺います。

今年6月定例府議会で宮津高校と加悦谷高校、網野高校と久美浜高校が一つの高校として再編され、学舎制となり、伊根分校、弥栄分校、間人分校が清新高校に統合されました。

これまで府教委が、小規模校のデメリットや学舎制のメリットばかり強調され、多くの生徒や保護者、地元住民の合意や理解が不十分なまま見切り発車したことはきわめて問題であり残念です。これまでのそれぞれの学校の教育条件が絶対に後退しないよう、何よりも丹後の高校生たちがどこに住んでいても安心して豊かな高校生活が保障されるために、喫緊の課題について数点質問致します。

まず、通学費の負担についてです。

今回の丹後での高校統合再編により、いっそう遠隔地からの通学距離が広がり、また部活動等での移動での負担も増えることとなります。ところが京都府の高等学校通学費補助金制度については、所得制限があるうえに、基準額が月額21,000円、低所得者については今年度から10,000円に改善がされたものの、基準額を超える額の半額という依然として厳しい利用条件になっています。

これまで府教委は、高校生の通学費の補助制度の所得要件の緩和など支援の見直しの検討を進めていくと答弁されていますが、本府として丹後の実情に応じたさらなる支援を行うべきではありませんか。

次にクラブ活動における学舎間の移動について伺います。

学舎制になったために生徒は、合同のクラブ活動になり学舎間を往復しなければなりません。

地域のバス路線が次々廃止される中で、学舎間の移動のために必要なスクールバスがどこまで確

保ができるのか、学舎間の往復についてはバスを出してほしい、土日のクラブ活動などの移動もスクールバスが確保されるのか、保護者の負担はどうなるのかなど、在校生だけでなく、これから進学先を決めようとしている中学生や保護者の大きな心配になっています。

たとえばクラブ活動で加悦谷学舎から宮津学舎に行き7時半過ぎに終わると帰りのバスはほとんどありません。真っ暗の中、自力でどう帰るのか、保護者が迎えに行くしかないのでしょうか。

ところが、現在決まっているのは、クラブ活動は平日2日間はバスを運行するということのみで、あとは来年度予算で議論をしてもらおうということでは、とても生徒や保護者の不安に応えられないではありませんか。

丹後における学舎制に関し、生徒の実情に応じた学舎間の移動の確保に向けた検討状況は現在どうなっているのでしょうか。

次に教員の配置について伺います。

宮津高校伊根分校、峰山高校弥栄分校、網野高校間人分校は、新たにフレックス学園構想に基づいた清新高校として統合されました。もともと弥栄分校は、全日制で農園芸科と家政科、間人と伊根分校は昼間定時制の普通科と、教育内容やカリキュラムが異なっていましたが、今回統合されたことで、これまでそれぞれの学校での農業や家政科などの座学以外の授業の中で特別な支援が必要な生徒への指導など、一人一人の生徒に寄り添ってきた教育が後退することはあってはなりません。またこれまで以上に多様なニーズをもった生徒の入学が予想される中で、今後、教員体制などいっそうの拡充が求められています。

これまでのそれぞれの分校のように、清新高校の生徒の学びが保障されるよう、必要な教員の配置を行うべきだと考えますがいかがですか。

【健康福祉部長・答弁】 加齢に伴う難聴についてでございます。

加齢に伴う難聴は、年齢以外に特別な原因がなく、鼓膜の奥にある渦巻き状の管の細胞が正常に働かなくなり、徐々に聴力が低下し両方の耳が聞こえにくくなるのが特徴です。このことにより次第に日常会話が聞き取りづらい、コミュニケーションが取りづらいなどの症状が現れ、放置していると外出先で危険な目にあいやすい、災害時の警報が聞こえないなど、日常生活や社会生活における活動に支障が起きることから、適切な対応が必要となります。

聴覚障害の原因には様々あり、加齢によるものも含めて聴覚障害で障害者手帳をお持ちの高齢者の方は、平成31年3月末現在、京都市域を除く府内で5230名となっております。こうした聴覚障害のある方は、その原因にかかわらず、補聴器を購入される際には国の補装具費支給制度の中で購入費用の一部が支給されているところであります。京都府ではこれまでから国に対し、聴覚障害を含めた身体障害者の認定基準が適切なものとなるよう、その見直しを繰り返し要望しているところです。

なお京都府高齢者健康福祉計画においては、これまでから障害者福祉計画と連携して取り組みをすすめることを位置づけ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりをすすめているところでございます。

【教育長・答弁】 西協議員のご質問にお答えいたします。

丹後地域における府立高校生の教育条件整備についてでございますが、今回の改革は少子化がすすむ中にあっても、地域に学校を残し、よりよい教育環境となるよう地域の様々な声をしっかり聞きながら、まさしく丹後の実情に応じたものとしてすすめているものでございます。

就学支援制度につきましては、どの地域におきましても安心して、子どもたちが学ぶことができるように設けているものであり、その中の一つである高等学校生徒通学費補助は、今年度制度拡充をおこなったところでございます。

このことにより昨年度は補助の実績がなかった丹後地域におきましても、今年度は申請が出てき

ている状況でございます。

通学費は本来ご家庭で負担いただくものと考えておりますが、全国的にも通学費補助を実施する都道府県が数少ない中、京都府では高額な通学費を負担する保護者の経済的負担軽減の観点から独自に財政措置をおこない、一部補助を実施してきたものであります。

今後とも保護者に対する周知にいつそう努め、丹後地域の保護者の経済的支援につなげたいと考えております。

次に学舎制を導入する宮津天橋高校、丹後緑風高校での学舎間移動についてであります。これまでから申し上げてきた通り、合同部活動を実施する平日の2日間におきまして、生徒が練習をする学舎に移動し、練習後元の学舎に移動するためのバスを放課後に運行していきたいと考えており、合同練習に支障のないように努めてまいります。

次に清新高校の体制整備についてであります。フレックス学園構想に基づく高校として、生徒一人ひとりの個性や能力に応じた教育を推進できるよう、教員はもとよりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置をおこなうなど、きめ細やかな支援体制が組めるようすすめてまいります。

【西協議員・再質問】 高齢者の難聴についてですけれども、障害者手帳所持以外の軽度の高齢者の難聴者の方への支援を、国はもちろんそうですけれども、府独自の支援を検討されるように要望しておきたいと思っております。

それから清新高校の教員配置の問題ですけれども、これまでのそれぞれの分校には、学業不振や不登校などで登校しにくかった生徒、それから対人関係などに困難を抱える生徒達が、少人数で手厚い職員配置や各校独自の工夫と努力で、入学後たくましく成長し、卒業していく姿がありました。清新高校になっても、これまでの各校の良さが引き継がれ、発展できるような手厚い教員配置と予算を求めさせていただきます。

また府教委は、学舎制で規模が大きくなると専門教育が受けられると説明しておられたのですから、各学舎に必要な教員を配置されるように、また ICT の遠隔授業もこれから導入されるということですが、そのことによって教員が減らされることのないようしっかりと求めさせていただきます。

それから再質問ですけれども、部活動での学舎間の移動についてです。

週2回の移動は往復ということで先ほどご答弁いただきました。これは地元では往復ということでしたけれども、私どもの聞き取りでは往復ではないということでしたので、これは改めて確認させていただきたいと思っております。

それから来年度の予算で審議してもらわないとわからないと、バスの問題もいろいろありますけれども、これはもうこの段階で中学校のみなさんは学校を選ばなければならないと、どういう状況かわからないということでは選びようがないということもありますので、これはぜひとも改善をしていただきたいと思っております。

それから府教委はこれまで保護者の負担はさせないと説明されていたのですから、当然土日の練習についても保護者の負担なしでバスの確保をおこなうべきだと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。ご答弁よろしく申し上げます。

【教育長・再答弁】 西協議員の再質問にお答えいたします。

学舎間の移動にかかる件でございます。部活動の合同練習につきましては先ほどご答弁しましたように、平日2日間につきましては往復ともバスを運行したいということでございます。

その上で休日における合同部活動に関してでございますが、休日に関しましては平日のように学校から移動するのではなくて、一般的には自宅から直接部活動をおこなう学舎へ行き来することがおそらく基本となるのではないかと考えております。そのことをふまえて今後各校ともしっかりと調整しながら、引き続きあり方について検討をしてまいりたいとこのように考えております。

【西協議員・指摘要望】 クラブ活動だけではなくて、学舎間の移動というのは入学式などの学校行事の際の足の確保も含めて大事なことであります。

土日の問題はこれからぜひとも実現にむけて、直接通うということもあるかと思いますが、そうではない場合もあるかと思しますので、その際は府教委の責任でバスも確保していただきたいと思えます。

もともと府教委は、部活動は高校を選択する際の大きな理由のひとつだとし、何より学舎制の大きなメリットとしてこれからは、ひとつの部として全国大会にも出られる、練習の質が上がるなどと説明をされてきたはずですので、それにふさわしい支援を求めて質問を終わりたいと思えます。ご清聴ありがとうございました。

子どもの豊かな発達保障のため保育士の処遇改善と認可保育所の増設を

【西山議員】日本共産党の西山のぶひです。

質問に入ります前に一言申し上げます。私は先の府議会議員選挙で伏見区から選出され、今回初めての質問となります。どうぞ、よろしく申し上げます。私が大学を卒業する直前にリーマンショックがあり、同世代の多くがやむなく非正規で働いていました。また過労による病気等で3年以内に退職した友人もあり、「ブラック企業」という言葉が広がる中で仕事をしてきました。いまこの世代が子育てを担っていますが、将来への不安が多くあります。私はいま、京都市の保育園保護者会連合協議会の役員として子育て世代の悩みを聞いてきました。今日はこれまで聞いてきた声をもとに、質問していきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、10月から消費税増税とともに実施される保育・幼児教育の無償化に関わって伺います。その問題点は、わが党の成宮議員が代表質問ですでに指摘したように、対象が限定的で無償化と呼べるものではなく、保育の公的責任という点からいけば、保育の質の確保の視点を欠いた規制緩和や民間開放を促進させるものとなっていることです。その上、保育時間による料金差がなくなるため、長時間保育の可能な保育所へのニーズが高まり、喫緊の課題である待機児童問題に拍車をかける可能性があります。

現に私がお聞きした保護者の声も、「保育園を増やしてほしい。自宅近くの保育園に入りたい」などといったものでした。4月時点で待機児童ゼロと発表された伏見区では、神川小学校区の保護者からこんな話を伺っています。「周辺の3学区すべてで保育園に入れず、別の中学校区にある保育園まで車で15分かけて送迎している。地域の間関係のなかで子育てがしたい」。また別の学区の方は、「きょうだい3人、全員別々の保育園に送迎している。一人ひとり向き合う時間がない」。こうした声に応えることが、いま、喫緊の課題ではないでしょうか。同じ保育所に通った子どもたちが同じ小学校へ通っていく、それを地域の方々が見守っていく、こうした保育施設が必要です。そしてその役割こそ、認可保育所が担っているのではないのでしょうか。ところが、いざ保育定員を増やそうとすると、保育士の担い手不足にぶつかります。実際、保育園側から「保育士が確保できなくて、本来の定員分も受け入れられない」といった声を聞いており、この間定員を増やしたある民間園でも、「保育士を募集しても集まらなくて困っている」とお聞きしています。ですから、保育士の処遇改善も急がなくてはなりません。

ところが、国がすすめてきた待機児童の解消策では、保育士の担い手不足の対策は、資格要件の緩和の方向で進められてきました。定員をこえた詰め込み保育などが、実際に行われてきました。また、関西特区では「地方裁量型認可化移行施設」を今年4月から導入し、保育士不足で維持できない認可保育所は認可外施設にすることを認めるなど、認可保育所の維持を投げ捨てる動きも起こっています。こうした国の方向と同一の待機児童対策では、保育の質の確保ができません。

本来保育所は、保護者の就労等のために保育が必要な子どもの保育を保障する施設ですが、同時に子どもの豊かな発達のための生活の場であると、保育所保育指針や児童福祉法にも示されている通りです。そのため、子どもの安全と豊かな発達を保障する保育士が欠かせません。本府が、国と同じような方向ではなく、保育の質が確保された認可保育所を増やしていくこと、そのためにも保育士の処遇改善をはかっていくことが必要です。知事は、本会議の答弁で、「今後の少子高齢化、人口減少社会の中で、保育ニーズというものをきちっと把握しながら、必要なところには認可保育所の増設にも対応する」と答弁されていますが、本府として保育の公的責任を果たすよう、独自に保育士の処遇改善をはかり、担い手を確保しながら認可保育所の増設や定員増をはかれるよう、施策を進めるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

保護者の負担軽減へ、京都府独自でも給食費の補助や乳児保育料の軽減を

次に、無償化の対象について具体的に伺います。1つ目は対象からはずされた副食費についてです。

国は自宅で子どもをみている場合と比べて、食費を自己負担しているという事実は変わらないと説明されています。しかし本来、給食は保育の一環です。子どもたちが保育園の畑で自分で野菜をつくったり、皮むきなどのお手伝いをして、五感で食を味わうという取り組みがされております。こうしたなかで、子どもたちも苦手な野菜が食べられるようになった、こういう話を伺っています。このように食育という観点からも、給食を保育と切り離して考えるべきではありません。それを切り離したために、新たな負担増が生じることになり、また、今回その補助について議案で提案されていますが、ほかにも現行の保育料でみますと、ひとり親世帯や低所得の世帯の方のなかには、給食費の方が以前の保育料より高くなってしまい、こういう事態がいま、現実起こっています。

こうした保育にかかわる負担の逆転現象の解消のため、また「経済的負担の軽減へ拡充を」という保護者の声にもとづき、府内では宇治田原町、井手町、南山城村などが給食費への補助を検討されています。秋田県では多子世帯に限らずに副食費の補助をされています。本府もこうした動きに続くべきではないでしょうか。知事は「保育の無償化の範囲の拡大を国に強く要請する」とおっしゃっていますが、いま問われているのは本府の役割です。給食費の思い切った補助や、乳児の保育料の負担軽減が必要です。本府独自の制度をさらに打ち出すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目に、対象として認可外施設まで拡大されていることに懸念の声が広がっています。政府は認可外施設について、「認可外保育施設指導監督指針」を定めていますが、本指針は1970年代にベビーホテルで多くの児童の命が奪われた痛苦の経験から、劣悪施設の排除のために生まれたものです。しかし今回、政府は待機児童解消のためにこの認可外施設、さらには本指針で指導される対象のような施設まで、「子育ての受け皿施設」として位置付けています。これは大きな矛盾ではないでしょうか。国は認可外施設を対象にする期間を5年とし、その間に認可を目指すようにとしています。いま、京都市ではこの期間を1年半に縮めて、認可施設への移行を支援するとしています。そこで、本府の指導監督の役割が重要になります。年に1回の調査を行っておりますが、保育事故を防ぐためにも、指導監督の強化とともに、こうした施設を利用されている児童とその保護者の実態を把握し、あらためて認可施設で受け入れられるよう、市町村と連携し、施設の充実をはかっていくべきではないでしょうか。ここまでよろしくお願いいたします。

【西脇知事・答弁】 西山議員のご質問にお答えいたします。幼児教育・保育についてでございます。認可保育所における保育士の処遇改善につきましては、国が責任を持って、保育の運営に要する基本額として定める公定価格に、処遇改善に要する経費を加算すべきものでございます。このため、これまでから国に対して強く要望し、その結果、平成25年度以降、月額約4.1万円の引き上げがなされ、平成29年度には、保育士技能や経験に着目した処遇改善制度の導入にもつながったところでございます。

保育士の確保につきましては、京都府では平成25年度に保育人材マッチング支援センターを設置し、就職相談や就職フェア等を行うとともに、保育士資格を4年制大学で取得される方が多いことをふまえ、平成30年6月補正予算により、保育士修学資金の貸付期間を独自に2年から4年に拡大し、京都府で保育士が長く働ける環境づくりに努めているところでございます。また、保育の施設整備につきましては、保護者のニーズの高い市町村において、今後の保育ニーズも勘案し、今年度は14カ所563人の定員増を図るなど、待機児童解消に向け、計画的に整備を進めているところでございます。

その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【健康福祉部長・答弁】 幼児教育・保育についてでございます。京都府におきましては、国に先駆け、平成27年度から市町村と連携し、3人目以降の園児に対する保育料無償化事業を開始いたしますとともに、国に無償化を強くはたらきかけてきた結果、この10月からすべての3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児の無償化が実現されたところであり、さらなる制度の拡充について要望しているところでございます。10月からの無償化の開始にともない、食材費については自宅での子育てを行う場合も同様にかかる費用であることから、主食費と同様に、副食費についても原則保護者負担とされたところですが、この見直しにより、これまで京都府の無償化事業となっていた世帯に新たな負担を生じないように、今議

会において副食費の支援を行う独自の助成制度を創設するための予算を提案しているところでございます。

次に、認可外保育施設についてでございます。認可外保育施設の無償化にあたっては、施設からの申請を受け、所在地の市町村が指導監督結果、保育の質や安全性などの確認をふまえ、無償化に該当する施設かどうかを判断するとされているところです。京都府内にある、届け出を要する認可外保育施設においては、4月1日時点で指導監督基準を満たさない施設はなく、今後も立ち入り検査等実施し、適正な運営や保育の質を確保してまいりたいと考えております。認可外保育施設においては、保護者のニーズに対応するため、少人数保育や自然体験などの多彩な保育、また事業への利便性向上のための企業内保育など、それぞれの特徴を生かした運営が行われているところです。

また、就学前の子どもを持つ保護者の保育等に関するニーズ調査につきましては、例えば保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設など、どの園を希望されるのか、病児保育を利用されるのかなど、市町村が昨年度調査をしており、その結果をふまえて、市町村が保育の必要見込み量とそれに見合った保育所等の整備計画を、改定する「子ども・子育て支援事業計画」において定めることとしております。

【西山議員・再質問】 いま、ご答弁いただきました。認可保育所の増設について伺ったところ、保育ニーズに対応して、いま14カ所を増やされているとのことですが、今後も保育ニーズというものは高まっていくということがすでに言われているなかで、保育の質を確保した認可保育所を増やしていくのが待機児童対策の基本であるという、この立場から進めるべきではないか、そしてその立場から保育士の確保をやっていくべきではないかという趣旨で伺っておりましたが、この認可保育所の増設を基本にやっていくということについて、再度ご答弁をお願いいたします。

また、保育士の確保の点について、私が伺ったのは、いろいろ努力はされていますけど、現場としては今年度の採用でも、まだまだ不足しているという声が上がっています。そして本府が、子育て環境のために保育士の確保を本気でやっていく、抜本的な処遇改善を図っていく、このことを大きく打ち出していく必要があると思っております。いま、国の方で行われている、そういうことについて要望されるのはもちろんなんですけども、本府がいま、府内の現状を良いと考えているのか、思い切った支援がいまこそ必要だと考えていますが、その点いかがでしょうか。再度、ご答弁をお願いいたします。

また、副食費の補助などの支援策について、国への意見を言っていくということもご答弁いただきましたけども、もちろん、こうした子育ての経済的負担の軽減へ、国が行うべきですが、本府の役割をさらに拡充すべきだと、こういう趣旨で質問いたしました。今後、この点について、何ら検討すらないのか、今後のことも含めてのご答弁を再度求めて、質問いたします。お願いいたします。

【西脇知事・再答弁】 西山議員の再質問にお答えいたします。認可保育所の件でございますが、今年度の数字につきましては先ほどご答弁申し上げました。元々、認可保育所の増設につきましては、「子ども・子育て支援法」に基づいた法定計画の必須項目ということで現行計画に位置付けておまして、現在、市町村においてもニーズ等の調査を行っておられまして、保育の必要量の見込みと、それに見合った保育所の整備計画を検討されておられます。京都府としても年度内に改訂します府の計画に位置付けまして、令和2年度以降も保育所の整備等を進めてまいりたいと考えております。保育士の確保のための処遇改善につきましては、給与の改善はもとよりでございますけれども、働き甲斐のある職場にするために、職務と経験が適正に評価されて処遇につながるものが非常に重要と考えておまして、国がそれを責任を持って公定価格に反映させていかれるものと認識しております。引き続き国に対しても、必要な措置について強く要望してまいりたいと思っております。

その他の再質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【健康福祉部長・再答弁】 保育料にかかります経済的負担の軽減につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、京都府におきましては、国に先駆けて、平成27年度から、市町村と連携するなかで、3人目以降の園児に対する保育料無償化事業を開始しているところでございます。今後の部分

についても、さらなる制度化の拡充について、国に対して要望してまいりたいと考えているところでございます。

【西山議員・指摘要望】 待機児童の解消や、保育所の処遇改善、また子育ての経済的負担の軽減、いずれももちろん国でやっていくべきですけれども、本府独自で支援する、このことも可能なはずですが。国に要請するのはもちろん、本府が率先して行っていく、この役割を果たしていくこと、このことを繰り返して求めさせていただきました。冒頭申し上げたとおり、子育て世代やいまの若い世代が貧困になっているからこそ、支援が必要だと私は思います。

また、子育ての経済的負担軽減のために、わが党は子どもの医療費助成についての拡充を求めてきました。これについても、この際引き続き求めます。通院分について上限を 3000 円から 1500 円に引き下げられましたが、保護者からは「現物給付での制度の拡充を」との声が上がっております。この点も要望いたしまして、次の質問に移ります。

ハラスメント対策推進、相談窓口や救済機関の設置、実態調査などを行え

【西山議員】 府内のハラスメント対策にかかわって伺います。

実際に私の友人が受けたケースですけれども、「職場の先輩に、自身のミスを周囲の人間にも聞こえるような大声で指摘され、何度も罵倒される」といった、いわゆるパワハラを受けていました。この方は、上司に相談したところ、配置転換によって加害者と顔をあわさないような配慮をされたそうですが、本人はまったく反省しておらず、「同じ職場にいるので、報復されないかといった不安がある」と語っておられました。

このようなハラスメントの相談が、いま急増しています。府内でハラスメントの相談について伺うと、本府の労働相談所に寄せられた相談、平成 30 年度分で全 6163 件中、ハラスメント、パワハラに関連する相談は 900 件以上と最多だったとのことです。京都労働局でも、直近は平成 29 年度の数字しか上がっていませんが、ハラスメント相談窓口寄せられた相談 2219 件中、パワハラは 1702 件とのことで、過去最多になっているとのことです。ただこれは氷山の一角にすぎません。私が個人的に伺ってきたケースでも、セクハラの場合は「内容が恥ずかしくて誰にも言えずに、そのまま仕事をやめた」。あるいは「後から振り返ればハラスメントだったと思うけど、その時はわからずにいた」。また、「職場に相談窓口がなく、病気になってやめた」といった、こうした声をこれまで伺ってきました。

ハラスメントは一般的に「嫌がらせ」と訳されていますが、人権侵害です。被害者にとっては尊厳を深く傷つけられる行為であり、許されないものです。ハラスメント防止にかかわって、これまでセクハラ、マタハラを規定し、防止する法律がありました。先の通常国会でパワハラについても規定し、セクハラ同様の枠組みで防止していくこととなりました。ただ、これらの関連法ではハラスメント防止に効果的でないとの指摘がされています。

最大の問題点は、ハラスメント行為を明確に規定し法的に禁止する規制がなく、そのため罰則規定もない、また独立した救済機関もないということです。そのために、ハラスメント行為そのものが認定されない、あるいは被害者が相談できない状態が広がっています。例えば、職場で相談すると、対応した者が「あなたの方に問題があった」と不適切な対応をしてしまう、いわゆるセカンドレイプの問題が発生したり、相談先が人事となっているため、評価に影響がでないかといった不安で相談をためらう、こうした問題が起こっております。相談先が専門性の高い第三者機関、独立した機関である必要が、こうした問題から伺えます。

企業の体制が不十分なばかりか、そもそも対策できていない、そうしたところもあります。国の調査では、全国の企業へ調査した雇用均等基本調査平成 30 年度分ですと、全国でマタハラ対策取り組めていない企業が、従業員 10 人以上のところでは 29%、セクハラですと 32.6%もあります。この点について先日、京都労働局に伺いました。府内の先ほど紹介した調査は、都道府県別では出ないということで、ハラスメント対策については、「届け出義務がないため、どれだけの企業が対策できているか、実際のところ

ろはわからない。個別相談があれば助言・指導・勧告をしている。さらに、労働局として年に1回、府内企業を抽出して訪問し、事業主がハラスメント対策をしていなければ指導している」とのことでした。

このハラスメント対策について、事業主が違反しても、制裁措置は企業名の公表のみで、実績数も少なく、有効性がないと専門家から指摘されています。また、この法律の問題に当たっては、被害者と加害者が同じ職場とは限らない場合、第三者の場合が規定されていません。職場内のハラスメントのみ、議論されてきました。例えば、取引先によるハラスメントや非正規労働者へのいやがらせ、フリーランス等の労働者扱いされない立場の方の問題、介護者への利用者によるハラスメントや、昨今ニュースになった就活生へのセクハラなどが、こうした第三者のハラスメントに当たります。

こうしたハラスメントの法律の問題点で、国際的にはOECD加盟国36カ国中、ハラスメント禁止規定がない国は日本のほか2カ国しかないとのこと。今年6月にILO（国際労働機関）がハラスメントを禁止する条約を締結しました。そこではハラスメントについて、「身体的、心理的、性的、経済的被害を引き起こす許容しがたい行為と慣習」と定義され、被害者と加害者の対象は限定されていません。いま、この立場であらゆるハラスメントを禁止し、対策していくことが求められています。

こうした問題点は、当然国で整備されるべきですが、本府でも独自の対策が必要ではないでしょうか。そこで、職場におけるハラスメント対策を周知啓発する、また独自の相談窓口や救済機関の設置など進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。また対策を行っていくにあたり、あらためて実態調査が必要です。ハラスメントの現場は、先ほども紹介しましたように職場内とは限らないため、労働局のみならず、教育機関などあらゆる機関との連携が必要です。府内でのハラスメントの実態について、関係機関と連携した調査を求めますが、いかがでしょうか。ご答弁よろしく申し上げます。

【商工労働観光部長・答弁】 ハラスメント対策についてでございます。

職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を傷つける、社会的に許されない行為であり、労働者の能力の発揮を妨げ、企業にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題であります。京都府におきましては、これまでから、京都労働局、京都市とともに、経済界17団体に対し、総合的なハラスメント防止の啓発や職場環境づくりの推進について要請するとともに、女性活躍支援拠点であります京都ウィメンズベースにおける、企業の管理者・社員等に対するハラスメント研修の実施や、労働者団体との連携により、ハラスメントをはじめとした労働問題と人権に関するセミナーの開催などに取り組んでいるところです。また、京都府労働相談所においてハラスメントに関する相談を受けた場合には、相談者に対する助言を行うとともに、法令違反が疑われる場合は、指導監督権限を有する京都労働局につなぐなどの対応を取っているところでございます。

国においては、男女雇用機会均等法等の一部改正法が本年6月に公布され、公布日から起算して1年以内に施行される予定ですが、京都府においてはさる5月21日から24日にかけて、府内4カ所において、「京都府企業内人権問題啓発セミナー」を京都労働局と共同開催し、企業の人権担当者向けに法律案の周知を図ったところです。また京都労働局においては、本年12月を「職場におけるハラスメント撲滅月間」と位置付け、ハラスメントに関する相談状況等の実態を発表するなど、法施行を待たずに、経営者・労働者双方に対し周知啓発する予定と伺っております。

京都府といたしましては、本議会に最終案を提案いたしております新総合計画において、働きやすい環境づくりに向けて、職場におけるハラスメント対策の周知啓発を盛り込んだところであり、京都労働局をはじめ経済団体や労働団体とも連携しながら、ハラスメントの撲滅に取り組んでまいります。なお、ハラスメントにつきましては、労働者本人に対する実態調査がよりの確な実態把握につながると考えておりまして、年内に実施予定の「男女共同参画に関する府民意識調査」において、ハラスメントに関する項目を盛り込むことと考えております。今回の法改正を機に、セミナーや研修を通じた啓発等ハラスメントの防止対策や、ハラスメントが起きた際の相談対応に、京都労働局をはじめとする関係機関と連携ししっかり対応してまいります。

【西山議員・再質問】 ご答弁いただきました。今後、労働者向けにも調査がされるということで、ぜひ、

先ほど訴えました、いまの現状をふまえて、国際的な議論もふまえて、この対策と調査の方、進めていただくよう、重ねて要望いたします。ハラスメントというのは、被害を受けた時点で、すでにその方の尊厳を大きく傷つけています。そのことを原因に、自ら命を絶たれる方もあります。そうした方に対して、広く相談先を明らかにしていくこと、このことが必要だと思えます。この点を、また重ねて強く訴えさせていただきます。

府営呉竹団地跡地の活用は、戦災孤児受け入れの歴史ふまえて住民合意で

最後に、私の地元・伏見区の住民の方から要望が上がっている点について、一点、要望のみさせていただきます。

元府営呉竹団地の跡地活用についてです。この地は、かつて1941年に、住民有志の手によって、福祉事業施設「社会館」というものが建てられました。この施設は戦後、府が借り上げて一時保護所「伏見寮」として利用されたことも、多くの住民の方の記憶に残っています。戦災孤児を受け入れた歴史を残したいということで、再三、府にいまある石碑の保存や、その案内看板の設置等の要望が寄せられてきました。また、いまこの跡地は一部が交番になっておりますが、まだ残りの跡地が広大に残っています。この跡地活用に対して、住民の方から、この地の歴史的な性格をふまえて、集会所等に活用してほしいと要望が上がっております。

そこで、この跡地活用についてはこれから計画段階とお聞きしておりますけれども、その計画時から、住民の声をしっかり聞いたうえで実施していくことを求めて、私の質問とさせていただきます。

ご清聴、ありがとうございました。

以上

【他会派の一般質問項目】

9月19日

●北川剛司議員(府民・京田辺市及び綴喜郡)

1. 中小企業の発展に向けた本府の取組について
2. 外国人材を受け入れるための共生社会の環境整備について
3. 京都府南部の防災対策に伴う道路環境整備について

●岸本裕一議員(自民・京都市北区)

1. 京都市域を中心とした交通インフラ整備について
2. 外国語によるコミュニケーション能力の育成について

●岡本和徳議員(府民・京都市右京区)

1. 若い人達の起業の後押しについて
2. 学校施設の老朽化対策について

●田島祥充議員(自民・八幡市)

1. 少子高齢化に伴う持続可能なまちづくりについて
2. 少子化対策について
3. 健康増進施策について

9月20日

●森口 亨議員(自民・京丹後市)

1. 山陰近畿自動車道について
2. 医療体制について

●荻原豊久議員(自民・宇治市及び久世郡)

1. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における課題について
2. 府教育委員会の対応について
(1)防災教育について
(2)PTA組織のあり方について
3. 府道京都宇治線及び周辺道路環境について

●磯野 勝議員(自民・向日市)

1. JR向日町駅の東口開設などについて
2. 向日町競輪場の今後の運営について
3. アーバンスポーツの振興について

9月24日

●山本篤志議員(府民・木津川市及び相楽郡)

1. 京都地方税機構における本府の役割について
2. 相楽東部の将来ビジョンと体制強化について

●小巻寛司議員(自民・京都市下京区)

1. 運転免許の更新について
2. 鴨川の中州・寄州対策、景観対策及び高水敷の整備について

●小鍛冶義広議員(公明・京都市南区)

1. 府立木津川運動公園について
2. 高速道路を活かす道路整備について
3. 南部地域における物流拠点構想について